

ID: 307

担当部署: 経済部 農務課 農業振興係

<p>処分の概要</p>	<p>利用の許可</p>		
<p>例 規 名 根 拠 条 項</p>	<p>名寄市農業振興センター管理規則 第4条</p>		
<p>例 規 番 号</p>	<p>平成18年規則第144号</p>		
<p>【根拠条文】 (利用許可) 第4条 条例第5条第1項の規定により、利用許可を受けようとする者は、振興センター研修室伺簿(別記様式)に記帳し、許可を受けなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文、名寄市農業振興センター条例第5条及び名寄市暴力団排除条例第7条の規定による。 (利用の範囲) 第5条 振興センターは、その設置目的を妨げない範囲において他の目的に利用させることができる。 2 市長は、管理上支障があるときは、その利用を許可しないことができる。</p> <p>(公共施設の利用の不許可等) 第7条 市長、名寄市教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、公共施設(市が設置し、又は管理する施設(附属施設を含む。)をいう。)が暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公共施設の利用を許可しないものとする。 2 市長等は、既に公共施設の利用を許可している場合において、当該利用が暴力団の活動に利用されていると認めるときは、当該許可を取消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>			
<p>標準処理期間</p>	<p>1日</p>		
<p>備考</p>			
<p>設定年月日</p>	<p>平成28年8月15日</p>	<p>最終変更年月日</p>	<p>年 月 日</p>